

冬のDRプロジェクト2023（指定時型） 利用規約

2023年11月10日実施

関西電力株式会社

「冬のDRプロジェクト2023（指定時型）」（以下「本プロジェクト」といいます。）利用規約は、関西電力株式会社（以下「当社」といいます。）が実施するプロジェクトに関する取り扱いを定めたものです。

1 本プロジェクトの内容

本プロジェクト実施期間中、対象の電気料金メニューにご加入中のお客さまは、本プロジェクトに参加のお申込みをいただき、当社のお知らせメールを踏まえて、お客さまがデマンドレスポンス（以下「DR」といいます。）にご協力いただいた電力量に応じて獲得した需要抑制ポイントに応じ、「はぴeポイント」の加算を受けることができるプロジェクトです。

2 本プロジェクトの実施期間

本プロジェクトは、2023年12月1日（金）から2024年3月31日（日）までといたします。また、本プロジェクトの参加お申込み期間は、2023年11月10日（金）から2024年1月31日（水）までとし、「はぴeポイント」は2024年5月下旬頃までを目途に加算するものといたします。

なお、本プロジェクトの参加は、「4 参加条件等」に定めるお申込みに対する承諾を行った日を起点に7日以内の日（当該日が2023年11月30日（木）以前の場合は、2023年12月1日（金））より参加できるものといたします。

3 定 義

当社の電気特定小売供給約款、電気供給条件（低圧）および電気供給条件（関西エリア以外〔低圧〕）に定義される用語は、本規約においても同様の意味で使用いたします。

4 参加条件等

当社は、お客さまが以下のすべての条件を満たしたと当社が判断する場合に、本プロジェクトを適用いたします。

- (1) 本規約のすべてに同意の上、本プロジェクトの参加お申込み期間内に参加フォームより参加のお申込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。
- (2) 本プロジェクトの参加お申込み時点から「はぴeポイント」加算時点までの間、継続して「はぴeみる電」の会員であり、かつメールアドレスをご登録いただいていること。
- (3) 本プロジェクトの参加お申込み時点から本プロジェクト終了までの間、同一の需要場所で継続して対象の電気料金メニューが適用された個人のお客さまであること。

なお、対象の電気料金メニューから他の対象の電気料金メニューへの変更も継続に含むものといたします。

＜対象の電気料金メニュー＞

従量電灯A，従量電灯B，なっトクでんき，なっトクでんきBiz，
eおとくプラン，はぴeセット，はぴeセット [ソラレジ] (関西エリ
ア)，はぴeタイム，はぴeタイムR，eスマート10，時間帯別電灯，
季特別電灯PS，withU-NEXT でんき，withU-NEXT でんき (Gセッ
ト)，withポイント でんき，ふるさとECOプラン from 飛騨市，
はぴeプラス

5 本プロジェクトの参加方法

本プロジェクトの参加お申込み期間中に，参加フォームに必要事項をご入
力し申込まいただくことで参加いただくことができます。一度本プロジェクト
へ参加申し込みを完了しますと，原則として本プロジェクト最終日まで継続
して参加いただきます。

6 DRをお願いするタイミング

- (1) DRをお願いする対象時間帯 (以下「対象時間帯」といい、「対象時間
帯」を含む日を「対象日」といいます。) は、「2 本プロジェクトの実施期
間」で定める期間中において当社が任意で設定いたします。

なお，DRのお願いを設定しない日，時間帯がございますのでご了承ください。

- (2) 本プロジェクトの対象時間帯は，原則前日に送信するお知らせメールに
てご確認いただけます。本プロジェクトのお知らせメールは，本プロジェ
クトのお申込み時にご登録いただいたメールアドレス宛に，本プロジェク
ト専用のメールアドレスから送付いたします。

7 需要抑制量の計算

- (1) 本プロジェクトでは，(2)に基づき設定される，お客さまごとの標準的
な使用量から実際の使用量を差し引いた残りの値を需要抑制量として定義
いたします。需要抑制量の計算は，30分値を1単位として1単位ごとに行
い，本プロジェクトの対象時間帯毎に合計し，小数点以下第3位を切り捨
てし算定いたします。

ただし，本プロジェクトの対象時間帯における1単位ごとの標準的な使
用量より，1単位ごとの実際の使用量が大きい場合は，当該1単位の需要
抑制量を0kWhとして取り扱います。

- (2) 標準的な使用量は，お客さまごとの過去の電気の使用実績を活用し
「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドラ
イン」(資源エネルギー庁・令和2年6月1日最終改定)に基づき，イ(ハ)
およびロ(ハ)のとおり算定いたします。

イ 平日の場合

(イ) 標準的な基準使用量の算定

a 標準的な基準使用量は、平日の直近 5 日間（土日祝日および対象日を含まない）のうち対象時間帯における平均使用量の多い 4 日間（以下「平日の基準日」といいます。）の、対象時間帯における平均使用量といたします。

なお、直近 5 日間において対象時間帯の平均使用量の最小日が複数ある場合は、最小日のうち対象日から最も遠い 1 日を除き、4 日間で計算いたします。

b aの計算の結果、対象時間帯における平均使用量が、aにより算定した対象時間帯における使用量の総平均の 25%未満の日を含む場合、当該日を平日の直近 5 日間（土日祝日および対象日を含まない）から除き、以降同様の方法で日を遡り、平日の直近 5 日間を設定いたします。

なお、平日の直近 5 日間の設定は、平日の直近日が 5 日に満ちるまで、対象日から過去 30 日以内（平日および土日祝日を含む）まで日を遡り行うものといたします。また、平日の直近の日数が 4 日間しか設定できなかった場合、当該 4 日間で計算いたします。さらに 4 日間に満たない場合は、4 日間となるよう対象日から過去 30 日以内の対象日のうち、対象時間帯における使用量が最も大きい日から対象に設定し計算いたします。

(ロ) 当日調整基準平均使用量の算定

当日調整基準平均使用量は、対象日の対象時間帯の始期の 5 時間前から 2 時間前まで（以下「当日調整基準時間帯」といいます。）の 30 分を 1 単位とした 6 単位の使用量を対象日の対象時間帯の当日調整基準使用量（以下「当日調整基準使用量」といいます。）とし、「当日調整基準使用量から平日の基準日における当日調整基準時間帯の 30 分を 1 単位とした 1 単位の平均使用量を差し引いた値」の平均値として、小数点以下 3 位を四捨五入し算定いたします。

(ハ) 標準的な使用量の算定

標準的な使用量は、(イ)で算定された標準的な基準使用量に、(ロ)で算定された当日調整基準平均使用量を加算し算定いたします。

ただし、標準的な使用量が零以下となる場合は、30 分を 1 単位とした 1 単位ごとの標準的な使用量を零といたします。

ロ 土日祝日の場合

(イ) 標準的な基準使用量の算定

a 標準的な基準使用量は、直近3日間（平日および対象日を含まない）のうち対象時間帯における平均使用量の多い2日間（以下「土日祝日の基準日」といいます。）の、対象時間帯における平均使用量といたします。

なお、直近3日間において対象時間帯の平均使用量の最小日が複数ある場合は、最小日のうち対象日から最も遠い1日を除き、2日間で計算いたします。

b aの計算の結果、対象時間帯における平均使用量が、aにより算定した対象時間帯における使用量の総平均の25%未満の日を含む場合、当該日を直近3日間（平日および対象日を含まない）から除き、以降同様の方法で日を遡り、直近3日間を設定いたします。

なお、直近3日間の設定は、直近日が3日に満ちるまで、対象日から過去30日以内（平日および土日祝日を含む）まで日を遡り行うものといたします。また、直近の日数が2日間しか設定できなかった場合、当該2日間で計算いたします。さらに2日間に満たない場合は、2日間となるよう対象日から過去30日以内の対象日のうち、対象時間帯における使用量が最も大きい日から対象に設定し計算いたします。

(ロ) 当日調整基準平均使用量の算定

当日調整基準平均使用量は、当日調整時間帯の30分を1単位とした6単位の使用電力量を当日調整基準使用量とし、「当日調整基準使用量から土日祝日の基準日における当日調整基準時間帯の30分を1単位とした1単位の平均使用量を差し引いた値」の平均値として、小数点以下第3位を四捨五入し算定いたします。

(ハ) 標準的な使用量の算定

標準的な使用量は、(イ)で算定された標準的な基準使用量に、(ロ)で算定された当日調整基準平均使用量を加算し算定いたします。

ただし、標準的な使用量が零以下となる場合は、30分を1単位とした1単位ごとの標準的な使用量を零といたします。

(3) 本プロジェクトでは対象の電気料金メニューが適用されている需要場所に設置されたスマートメーターから送られる30分値の使用量をもとに需要抑制量を計算いたします。システム障害、通信障害などにより、使

用量データが欠損していた場合は本プロジェクトの需要抑制量の算定および特典付与の対象外です。また、(2)に基づき設定される標準的な使用量の算定にあたり必要となる日数が足りない場合は、本プロジェクトの需要抑制量の算定および特典付与の対象外になる場合があります。

- (4) スマートメーターが設置されていない場合、需要抑制量の計算に用いる実際の使用量および標準的な使用量については、(1)、(2)および(3)にかかわらず次のとおりといたします。

イ お客さまごとの実際の使用量は、「6 DRをお願いするタイミング」(1)に定める本プロジェクトの対象時間帯を含む1月の使用量から30分単位の使用量を計算し、本プロジェクトの対象時間帯毎に合計し、小数点以下第3位を切り捨てし算定いたします。

ロ お客さまごとの標準的な使用量は、イで定める1月の前年同月の1月における本プロジェクトの参加お申込み時点での電気料金メニューの使用量から30分単位の使用量を計算し、本プロジェクトの対象時間帯毎に合計し、小数点以下第3位を切り捨てし算定いたします。

ハ 本プロジェクトの参加お申込み時点での電気料金メニューにおけるご契約期間が1年未満でイで定める1月の前年同月の使用量がない場合のお客さまごとの標準的な使用量は、イで定める1月の前月の1月の使用量から30分単位の使用量を計算し、本プロジェクトの対象時間帯毎に合計し、小数点以下第3位を切り捨てし算定いたします。

なお、前月の使用量がない場合、前月の契約が「4 参加条件等」(3)に定める電気料金メニューではない場合は、本プロジェクトの需要抑制量の算定および特典付与の対象外となります。

ニ 本プロジェクト参加お申込み後に対象の電気料金メニューから他の対象の電気料金メニューへの変更があった場合、変更後の標準的な使用量は、イで定める1月の前月の1月における変更後の電気料金メニューの使用量から30分単位の使用量を計算し、本プロジェクトの対象時間帯毎に合計し、小数点以下第3位を切り捨てし算定いたします。

ただし、変更後の電気料金メニューの前月の使用量がない場合は、変更前の電気料金メニューの前月の1月の使用量から30分単位の使用量を計算し、本プロジェクトの対象時間帯毎に合計し、小数点以下第3位を切り捨てし算定いたします。

8 需要抑制ポイント

- (1) 当社は本プロジェクトに参加いただいたお客さまに対し、対象時間帯の「7 需要抑制量の計算」で定める需要抑制量に応じて、需要抑制ポイントを付与いたします。対象時間帯は需要抑制量 1kWhあたり 5 需要抑制ポイント以上、0.1kWhあたり 0.5 需要抑制ポイント以上で当社が任意に設定した需要抑制ポイントを付与いたします。需要抑制ポイントの計算は、対象時間帯を1 単位として1 単位ごとに行い、本プロジェクトの実施期間終了後に合計し、小数点以下第1 位を切り上げて算定いたします。
- (2) 本プロジェクト期間中に獲得した需要抑制ポイントは、お知らせメールにて通知いたします。
ただし、一般送配電事業者から連携される 30 分電力量の取得が遅れた場合、スマートメーターが設置されていない場合はお知らせメールによる通知が出来ない場合がございます。

9 特典内容および加算時期

- (1) 本プロジェクト終了時に、1 需要抑制ポイント=1 はぴe ポイントと換算し、獲得された需要抑制ポイントに応じてはぴe ポイントを加算いたします。
- (2) はぴe ポイントの加算は、2024 年 5 月下旬までを目途に実施いたします。また、(1)に基づき算出され加算されるはぴe ポイントの合計額は、はぴe ポイントの加算をもって通知にかえさせていただきます。
なお、はぴe ポイント加算時点で、はぴe ポイントに未加入もしくは退会している場合は、はぴe ポイントの加算はいたしません。

10 取得するデータ

- (1) 本プロジェクトにおいて取得した個人情報ならびに電力利用実績データは、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて、適切に取り扱うものいたします。
- (2) 本プロジェクトにおいて使用する 30 分値の電力利用量実績データは、一般送配電事業者から連携される 30 分電力量を用います。30 分電力量は後日訂正される場合があります、その場合は再計算により正確な値に修正される場合がございます。

11 スマート制御型デマンドレスポンス

- (1) 本プロジェクトの実施期間中、Natureが提供するスマートリモコン「Nature Remo」にエアコンを登録してNature Remoアプリからエアコンを操作できる方に限り「Nature Smart Eco Mode」を利用することができます。
- (2) 当社は、本プロジェクトにご参加いただくお客さまに、スマート制御

型デマンドレスポンスを強制いたしません。「Nature Smart Eco Mode」は参加者ご自身で有効/無効を選択することができます。「Nature Smart Eco Mode」の利用においてお客さまに損害が生じた場合も、当社に故意、重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

12 規約の改定

当社は、本規約の記載事項を変更する場合がございます。本規約の変更事項の内容は、当社が定める方法に基づいてお客さまへ通知いたします。

13 免責事項

当社は、本プロジェクトに関連して、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに生じた損害について、当社に故意、重過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものといたします。

14 注意事項

- (1) 当社は、本プロジェクトの主催、運営(実施)にあたり、Natureが提供するシステムおよびサービスを利用いたします。また、「11 スマート制御型デマンドレスポンス」に定めるとおり、本プロジェクトの主催、運営(実施)にあたりNatureと連携しております。

当社とNatureは、以下のとおりお客さまの個人情報を共同利用いたしません。

【共同利用する項目】

お客さまの個人情報（お申込み者のお名前、30分電力量、はぴeみる電の会員ID、メールアドレス、電気料金メニュー、本プロジェクトの参加お申込み日）

【共同利用の目的】

本プロジェクト（スマート制御型デマンドレスポンスを含む）を実施するため。

【共同利用の管理責任者】

関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目6番16号
代表執行役社長 森 望

- (2) 本プロジェクト期間中に、参加のお申込み時点での電気料金メニューの解約、または廃止が発生した場合、解約日または廃止日をもって需要抑制ポイントの算定を終了いたします。
- (3) 本プロジェクトに参加お申込み後、本プロジェクトにかかるメールの配

信を停止することはできませんのでご了承ください。

- (4) 本プロジェクトへの参加，お問い合わせにかかる通信料その他費用はお客様の負担となります。
- (5) 本プロジェクトの期間中または終了後に，同様または類似のプロジェクトを行う場合がございます。
- (6) 本プロジェクトは予告なく変更または終了する場合がございます。

附 則

実施期日

本規約は、2023年11月10日から実施いたします。